

<<別表>>

ヒューマンライフケア下永谷の宿

料金表

[小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護]

等級	2 級地	地域加算	10.88
----	------	------	-------

介護度	算定単位	単位数	自己負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
小規模多機能型居宅介護費					
要支援 1	／月	3450単位	3,754円	7,508円	11,261円
要支援 2		6972単位	7,586円	15,171円	22,757円
要介護 1		10458単位	11,379円	22,757円	34,135円
要介護 2		15370単位	16,723円	33,445円	50,168円
要介護 3		22359単位	24,327円	48,653円	72,980円
要介護 4		24677単位	26,849円	53,697円	80,546円
要介護 5		27209単位	29,604円	59,207円	88,810円
短期利用居宅介護費					
要支援 1	／日	424単位	462円	923円	1,384円
要支援 2		531単位	578円	1,156円	1,734円
要介護 1		572単位	623円	1,245円	1,867円
要介護 2		640単位	697円	1,393円	2,089円
要介護 3		709単位	772円	1,543円	2,314円
要介護 4		777単位	846円	1,691円	2,536円
要介護 5		843単位	918円	1,835円	2,752円

介護保険外費用	1回あたりの利用料、備考		
宿泊費(非課税)	3,000円		
食材料費 (非課税)	朝食　： 381円	昼食　： 459円	キャンセルの場合は前日の 18時までにお申し出ください。
	夕食　： 459円	おやつ代： 111円	
その他	利用者が必要とするものは実費となります。		

<<次ページもご覧ください>>

加算項目、備考	算定 単位	単位数	自己負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
初期加算	／日	30単位	33円	66円	98円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	／月	1200単位	1,306円	2,612円	3,917円
若年性認知症利用者受入加算	／月	800単位	871円	1,741円	2,612円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	／月	100単位	109円	218円	327円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	／月	200単位	218円	436円	653円
口腔・栄養スクリーニング加算	／回	20単位	22円	44円	66円
科学的介護推進体制加算	／月	40単位	44円	87円	131円
認知症加算(Ⅱ) 要介護のみ	／月	890単位	969円	1,937円	2,905円
認知症加算(Ⅲ) 要介護のみ	／月	760単位	827円	1,654円	2,481円
認知症加算(Ⅳ) 要介護のみ	／月	460単位	501円	1,001円	1,502円
看護職員配置加算(Ⅲ) 要介護のみ	／月	480単位	523円	1,045円	1,567円
訪問体制強化加算 要介護のみ	／月	1000単位	1,088円	2,176円	3,264円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 短期利用の場合	／日	200単位	218円	436円	653円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	／月	640単位	697円	1,393円	2,089円
〃 短期利用の場合	／日	21単位	23円	46円	69円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	／月	所定単位数の 186/1000 加算			

- ※ 定員超過の場合または、従業員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 自己負担額の該当する割合は、保険者が発行する負担割合証に基づきご請求いたします。なお、有効期間内に割合変更があった場合、当該月の翌月初日付の変更でご請求いたします。（ただし、給付制限対象者については3割負担が優先されます。）
- ※ 短期利用の場合において、あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとします。
- ※ 短期利用の場合において、事業所の通い・訪問・宿泊サービスの算定月の提供回数が、利用者1人あたりの平均回数が、概ね週4回に満たない場合は、ご利用いただけません。
- ※ 短期利用以外の場合において、通い・訪問・宿泊サービスの算定月の提供回数が、利用者1人あたりの平均回数が、概ね週4回に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 短期利用以外の場合において、利用料金は1カ月ごとの定額制です。介護（予防）サービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等により、サービスの利用が少なかった場合または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はいたしません。ただし、次の場合については、日割り計算（上記の料金を、30.4で除した1日あたりの料金を基に計算）を行い、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
〔日割り計算を行う場合〕
 - ・月の途中に、ご利用を開始した場合(起算日から月末までの期間)又は終了した場合(月初から起算日までの期間)
 - ・月の途中に、要介護から要支援に又は要支援から要介護変更となった場合
 - ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合